

令和 7 年度監査実施方針

[令和 7 年 4 月 1 日決定]

1 根 拠

兵庫県監査委員監査基準（令和 2 年 1 月 16 日策定）第 7 条第 1 項及び兵庫県監査委員監査要綱（令和 4 年 3 月 25 日策定）第 2－1 に基づき、令和 7 年度監査実施方針を定める。

2 基本的な考え方

兵庫県監査委員監査基準及び同要綱に基づき、兵庫県県政改革方針に配慮するとともに、内部管理制度の運用状況等も踏まえ、より県民に信頼される県政が実現されるよう、次の基本的な考え方により監査を実施する。

- (1) 依然、財務会計の事務処理誤りが数多く見受けられることから、事務処理の適法性、正確性など執行部局における会計に係る基本的な知識、能力の向上が求められる。

このため、監査を通じ、法令、財務規則等に基づく正確な事務処理やチェック機能の重要性について、事務担当者及び管理監督職の意識向上や経理担当者と事業担当者等の情報共有の徹底に努めることにより、事務処理誤りの縮減、不適正経理の再発防止に資する。

- (2) 3 E（経済性・効率性・有効性）の観点を踏まえた監査をより強化し、その結果について監査報告書等を通じて執行部局にフィードバックすることにより業務の改善につなげる。

- (3) 監査に当たっては、過去の監査結果や新たに行う監査等を勘案し、人員、日数の柔軟な配分を行い、メリハリのある監査を効果的、効率的に実施する。

また、研修等への参加や外部専門家の指導・助言を受けるなどにより監査機能の充実、強化に努める。

3 具体的な内容

- (1) 共通事項

監査に当たっては、基本的な考え方に基づき、以下の視点に留意のうえ実施する。

- ① 適法性及び正確性の視点

事務事業全般について法令等に沿って適正かつ的確に執行されているか、複数によるチェックや管理監督職による確認が行われているかなど、内部管理機能が十分に発揮されているかの視点に立った監査を実施する。

【 視 点 例 】

* 法令、予算等に則った財務会計処理

* 適正な契約事務・工事事務

* 適正な財産管理事務

* 物品調達事務取扱指針などの取組状況の確認

* 内部管理制度の適正な運用

等

② 3 E（経済性・効率性・有効性）の視点

事務事業が最少の経費で最大の効果を得ているか（経済性・効率性）及び事務事業が所期の目的を達成し効果を挙げているか（有効性）の視点に立った監査をより強化する。

【 視 点 例 】

- * 自主財源（財産収入、県税、使用料及び手数料等）の確保の取組状況
- * 県有財産（県有地、職員公舎、ふ頭用地等）の有効活用
- * 重要物品の有効活用
- * 補助事業や委託事業の事業効果
- * 事務改善、経費節減の取組み 等

③ 継続性の視点

指摘、指導した事項を踏まえ、是正措置や再発防止が確実に図られているか、予算執行や事務事業の運営に的確に反映され実効あるものとなっているかなどフォローアップを実施し、継続性の視点に立った監査を実施する。

【 視 点 例 】

- * 前年度の定期監査、包括外部監査における指摘・指導事項等に対する改善策や再発防止策に係る取組状況の確認 等

(2) 定期監査

各部局の債権管理委員会における計画に基づいた債権管理事務の着実な進捗と、収入事務や契約事務など定期監査等において内部管理制度の運用下でも改善の見られない事務、財産管理や予算管理など問題が発生した場合に影響が大きい事務について重点を置いた監査を実施する。

(3) 行政監査

特定のテーマを選定し実施する。

(4) 財政的援助団体等監査

出資・出えん団体については各団体に適用される会計基準に基づく処理が適切に行われているか、補助金交付団体等については補助事業等の目的に沿った執行が行われているかに意を用いた監査を実施する。

(5) 決算・財政健全化指標の審査

法令、予算等に基づき、正確性、適法性に意を用いた審査を実施する。

(6) 内部管理評価報告書審査

長による内部管理の評価手続は適切に行われているか、また、内部管理の不備が重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか等に意を用いた審査を実施する。